

安井地区地区計画

H10. 3. 3 決定

<区域の整備・開発及び保全の方針>

Table with 2 main rows: '地区計画の目標' (Regional Plan Objectives) and '土地利用の方針' (Land Use Policy). The second row contains detailed numbered guidelines for land use in various zones like '沿道地区' (alongway areas) and '内層地区' (inner zones).

<地区整備計画>

Main zoning table with columns for '地区の細区分' (Detailed Sub-division), '名称' (Name), '西都市街地' (Western Urban Area), and '東都市街地' (Eastern Urban Area). It includes specific rules for '建築物の用途の制限' (Restrictions on Building Use) such as building types and floor area ratios.

地区の細区分	名称	西部市街地		中部市街地			東部市街地	
		沿道地区	内層地区	沿道地区A	沿道地区B	内層地区	沿道地区	内層地区
		面積	約7.8ヘクタール	約18.3ヘクタール	約14.0ヘクタール	約5.2ヘクタール	約7.4ヘクタール	約5.8ヘクタール
建築物等に 関する事項	建築物の敷地面積の最低限度		建築物の敷地として使用されている土地、又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用する土地について、その全部を一の敷地として使用する場合にあってはこの限りではない。					
	建築物の高さの最高限度	1. 敷地面積500㎡以上の場合は、18m以下とする。ただし、次に掲げる要件に適合するものについてはこの限りではない。 (1)地区計画の決定告示の際現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さが18mを越える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの (2)敷地内に敷地面積の10分の1以上である日常一般に解放された空地(緑地を含む)を有するもの 2. 前項ただし書に該当する場合の最高限度は、現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さとする。 3. 敷地面積500㎡未満の場合は、10m以下とする。	1. 敷地面積500㎡以上の場合は、12m以下とする。ただし、次に掲げる要件に適合するものについてはこの限りではない。 (1)地区計画の決定告示の際現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さが12mを越える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの (2)同左 2. 同左 3. 同左	30m以下とする。ただし、次に掲げる要件に適合するものについてはこの限りではない。 (1)地区計画の決定告示の際現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さが30mを越える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの (2)同左 2. 同左	20m以下とする。ただし、次に掲げる要件に適合するものについてはこの限りではない。 (1)地区計画の決定告示の際現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さが20mを越える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの (2)同左 2. 同左	同左 (1)同左 2. 同左	1. 敷地面積500㎡以上の場合は、20m以下とする。ただし、次に掲げる要件に適合するものについてはこの限りではない。 (1)地区計画の決定告示の際現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さが20mを越える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの (2)同左 2. 同左 3. 敷地面積500㎡未満の場合は、10m以下とする。	1. 敷地面積500㎡以上の場合は、15m以下とする。ただし、次に掲げる要件に適合するものについてはこの限りではない。 (1)地区計画の決定告示の際現に存する建築物の高さ又は現に建築の工事中の建築物の予定の高さが15mを越える場合であって、当該敷地を一の敷地として再度新築するもの (2)同左 2. 同左 3. 同左
	かき若しくはさくの構造の制限		道路に面するかき、さくの構造は、生垣又はフェンス等とし、緑化の妨げとなるコクリトコガ等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1)門柱及び意匠上これに付属する部分 (2)かき又はさくの基礎で天端高40cm以下のコクリトコガ等の部分 (3)コクリトコガ等の塀の前面に低木等の植栽を行ったもの (4)その他美観風致を妨げないと認められるもの				道路に面するかき、さくの構造は、生垣又はフェンス等とし、緑化の妨げとなるコクリトコガ等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1)門柱及び意匠上これに付属する部分 (2)かき又はさくの基礎で天端高40cm以下のコクリトコガ等の部分 (3)コクリトコガ等の塀の前面に低木等の植栽を行ったもの (4)その他美観風致を妨げないと認められるもの	道路に面するかき、さくの構造は、生垣又はフェンス等とし、緑化の妨げとなるコクリトコガ等としてはならない。ただし、次の各号に掲げるものにあつてはこの限りではない。 (1)門柱及び意匠上これに付属する部分 (2)かき又はさくの基礎で天端高40cm以下のコクリトコガ等の部分 (3)コクリトコガ等の塀の前面に低木等の植栽を行ったもの (4)その他美観風致を妨げないと認められるもの

〔地区の細区分図〕

